

島根県報

号外第一四三号
平成十五年十二月十九日
(金曜日)

議 会 告 示

議会告示

目 次

- 島根県議会議規則の左横書きの実施等に関する規則
- 島根県議会傍聴規則の左横書きの実施等に関する規則
- 島根県議会告示の左横書きの実施等に関する規程

— — —

島根県議会告示第四号

島根県議会議規則の左横書きの実施等に関する規則を次のように定める。

平成十五年十二月十九日

島根県議会議長 宮 隅 啓

(趣旨)

第一条 この規則は、島根県議会議規則（昭和三十四年島根県議会告示第一号。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存規則における

文字の配置とする。

(用字、用語等の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章及び条の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字（一の項及び二の項に定めるもの並びに熟語の一部として用いられているものを除く。）	アラビア数字
四 促音に用いる「っ」	っ
五 動詞「はかる」の語幹「はか」	諮
六 動詞「そなえる」の語幹「そなえ」	添え
七 動詞「かえる」の語幹「かえ」	代え
八 動詞「終る」の語幹「終」	終わ
九 動詞「つける」の語幹「つけ」	付け
十 動詞「当る」の語幹「当」	当た
十一 動詞「こえる」の語幹「こえ」	超え
十二 動詞「とる」の語幹「と」	採
十三 動詞「行なう」の語幹「行な」	行
十四 動詞「取消す」の語幹「取消」	取り消
十五 動詞「取扱う」の語幹「取扱」	取り扱
十六 動詞「かわる」の語幹「かわ」	代わ
十七 名詞「繰上」	繰上げ
十八 名詞「取消」	取消し
十九 配付	配布
二十 第十三条中「第三条（宿所又は連絡所の届出）」	第三条
二十一 第三十六条ただし書中「出席議員」	出席議員

二十二 第六十九条中「審査又は」	、審査又は
二十三 第八十条第一項中「又は出席議員」	、又は出席議員
二十四 第八十六条第一項中「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印」	請願者が署名又は記名押印(法人の場合には、その名称を記載し、代表者が署名する場合を含む。)

2 前項の規定によることが適当でないとき、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

島根県議会告示第五号

島根県議会傍聴規則の左横書きの実施等に関する規則を次のように定める。

平成十五年十二月十九日

島根県議会議長 宮 隅 啓

(趣旨)

島根県議会傍聴規則の左横書きの実施等に関する規則

第一条 この規則は、島根県議会傍聴規則(平成十五年島根県議会告示第一号。以下「既存規則」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)(における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存規則における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている別記様式について

は、適用しない。

(用字、用語等の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 一条の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)	アラビア数字
イ 固有名詞の一部として用いられているもの	
ロ 熟語の一部として用いられているもの	
四 第三条第二項中「または」	又は
五 第八条第四項ただし書、第九条第八号ただし書及び第十条ただし書中「この限りでない」	、この限りでない
六 第九条第二号中「私語」	又は私語
七 別記様式中「 <u>別記様式</u> 」	別記様式(第5条関係)

2 前項の規定によることが適当でないとき、議長が別に定める。

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

島根県議会告示第六号

島根県議会告示の左横書きの実施等に関する規程を次のように定める。

平成十五年十二月十九日

島根県議会議長 宮 隅 啓

(趣旨)

島根県議会告示の左横書きの実施等に関する規程

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示(島根県議会会議規則

(昭和三十四年島根県議会告示第二号) 及び島根県議会傍聴規則(平成十五年島根県議会告示第一号)を除く。以下「既存告示」という。)の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、表(別表を含む。以下同じ。)及び様式のうち、既存告示において既に左横書きの形式をとっているものについては、適用しない。

第三条 既存告示中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字又は数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
五 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)	アラビア数字
イ 固有名詞の一部として用いられているもの	
ロ 熟語の一部として用いられているもの	
ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き	

換えての表現がみられないもの
二 数字の単位として用いられている万又は億であつて当該数字が万未満の端数を含まない場合における当該万又は億

六 上欄	左欄
七 下欄	右欄
八 促音に用いる「っ」	っ
九 動詞「つける」の語幹「つけ」	付け
十 動詞「つける」の語幹「つけ」	受け
十一 動詞「貸出す」の語幹「貸出」	貸し出
十二 動詞「受入れる」の語幹「受入れ」	受け入れ
十三 名詞「取扱」	取扱い
十四 名詞「引継」	引継ぎ
十五 配付	配布
十六 すみやかに	速やかに
十七 うえ	上

2 前項の規定によることが適當でないと認められるときは、議長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年一月一日から施行する。

(島根県議会議事事務局規程の一部改正)

2 島根県議会議事事務局規程(昭和四十二年島根県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、職員」「を」「職員」「に」「、」「再任用短時間勤務の職」「を」「再任用短時間勤務の職」「に改める。

第八条の表総務課の項第十五号中「並びに」を「及び」に改め、同表議事調査課の項第三号中「及び」を削る。

第十条第四項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

- 第十一條の見出しを「(専決及び代決の制限)」に改める。
- 第十九條第三号中「定例」を「又は定例」に改める。
- 第三十條の表第一種の項口中「及び令達等」を「令達等」に改める。
- 第三十二條の見出しを「(未完結文書の整理及び保管)」に改める。
- 別表第一中「別表第一」を「別表(第十五條關係)」に改める。
- 様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号(第13條關係)」に改める。
- 様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号(第14條關係)」に改める。
- 様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号(第16條關係)」に改める。
- 様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号(第16條關係)」に改める。
- 様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号(第16條關係)」に改める。
- 様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号(第19條關係)」に改める。
- (島根県議会図書室運営規程の一部改正)
- 3 島根県議会図書室運営規程(昭和五十四年島根県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。
- 第四條第二項第二号中「及び新聞等」を「新聞等」に改める。
- 第五條中「時價相当額」を「時價相当額」に改める。
- 別記様式中「別記様式」を「別記様式(第4條關係)」に改める。
- (島根県政務調査費の交付に関する規程の一部改正)
- 4 島根県政務調査費の交付に関する規程(平成十三年島根県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。
- 附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第1 (第4條關係)

会派に係る政務調査費の使途基準

項目	内容
調査研究費	会派が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

附則の次に次の七様式を加える。

別表第 2 (第 4 条関係)

議員に係る政務調査費の使途基準

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費
会 議 費	議員が行う地域住民の島根県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広 報 費	議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事 務 費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

別記様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

島根県議会議長 様

会 派 名

代表者名

印

会 派 結 成 届

島根県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

年 月 日

島根県議会議長 様

会 派 名

代表者名

印

会 派 異 動 届

島根県政務調査費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
政 務 調 査 費 の 経 理 責 任 者 の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異動のあった 所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

別記様式第3号 (第2条関係)

年 月 日

島根県議会議長 様

会 派 名

代表者名

印

会 派 解 散 届

島根県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

島根県議会議長

氏 名

印

政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について

島根県政務調査費の交付に関する条例第 6 条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

1 会派について

別紙会派結成 (異動、解散) 届のとおり。

2 議員について

別紙議員名簿のとおり。

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)

年 月 日

年度政務調査費収支報告書

島根県議会議長 様

会 派 名

代表者名

印

1 収 入

政務調査費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余 (政務調査費返還額)

_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

別記様式第 6 号 (第 5 条関係)

年 月 日

年度政務調査費収支報告書

島根県議会議長 様

島根県議会議員

氏 名

印

1 収 入

政務調査費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余 (政務調査費返還額)

_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

平成十五年十二月十九日印刷
平成十五年十二月十九日発行

別記様式第 7 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

島根県議会議長

氏 名

印

政務調査費収支報告書 (写) の送付について

島根県政務調査費の交付に関する規程第 6 条の規定により、 年度政務調査費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。

発行者

島

根

県

発行所

松江学殿南町

松島陽根県庁

定価一箇月

金二千四百二十円 (送料共)